川崎市公告第1414号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和８年１１月１２日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　一般競争入札に付する事項

（１）　件名：災害対策用無線機の賃貸借及びその保守

（２）　履行場所：健康福祉局保健医療政策部ほか　６５箇所

（３）　契約期間：令和９年２月１日から令和１４年１月３１日まで

（４）　業務概要：災害時等における保健医療活動に必要な通信手段を確保するため、災害用無線機及び付属品一式の賃貸借並びに通信開始に伴う初回設定等を一体として調達するものである。

２　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

（１）　令和７・８年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿において、業種「リース」に登録されている者。

（２）　川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号。以下「契約規則」といいます。）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

（３）　入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

（４）　過去５年間で、官公庁において、各種無線機に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行している実績が過去２年間にあること。

（５）　本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載された内容を実施するために必要となる無線に関する技術及び知識を有する者、各種機器に関する技術及び知識を有する者など必要人数を確保できること。

３　入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書、「２（４）」の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を提出してください。

（１） 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市役所本庁舎１３階

健康福祉局保健医療政策部災害保健医療対策課　内田

電話番号：０４４－２００－０５６２

Ｅ-mail　：40sairyo@city.kawasaki.jp

（２） 配布・提出期間

令和８年１１月１２日（木）から令和８年１１月１８日（水）までとします。

（土日祝日を除き、８時３０分から正午まで及び１３時００分から１７時１５分まで）

（３） 提出方法

持参とします。

４　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格が確認できた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

（１） 問い合わせ先

３（１）に同じ

（２） 日時

令和８年１１月２０日（金）

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

５　仕様に関する質問について

（１） 問い合わせ先

３（１）に同じ

（２） 質問受付期間

令和８年１１月２７日（金）１６時００分まで

（３） 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、３（１）の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を３（１）の担当まで御連絡ください。

（４） 質問に対する回答

令和８年１２月３日（木）までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

６　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

（１）　開札前に、２「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

（２）　一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

７　入札の手続等

（１）　入札手続

ア　入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

イ　入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。

ウ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の１００分の１０（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

（２）　入札・開札の日時及び場所

ア　日時　令和８年１２月７日（月）　１０時００分

イ　場所　川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市役所本庁舎１２階１２０２会議室

（３）　入札書の提出方法

持参とします。

（４）　入札保証金

免除

（５）　落札者の決定方法

川崎市契約規則第１４条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、当該価格が著しい低価格であった場合は、落札決定の前に調査を行うことがあります。

（６）　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

８　再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

９　契約の手続等

（１）　契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の１０パーセントとします。ただし、契約規則第３３条各号に該当する場合は免除します。

（２）　契約書の作成

ア　契約書を作成することを要します。

イ　契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

（３）　契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

１０　その他

（１）　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（２）　関連情報を入手するための窓口は、３（１）に同じです。

（３）　本案件において、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除することができることとし、本市がこの契約を解除し、落札者に損失が生じた場合は、落札者はその損失の補償を請求することができるものととします。この場合における補償額は、双方の協議によって定めることとします。